

併設型

2025年4月1日改定

Ⅰ. 基本単価 1単位 10円

単位/回	3～4時間未満			4～5時間未満			5～6時間未満			6～7時間未満			7～8時間未満			8～9時間未満		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	429 単位	858 単位	1,287 単位	449 単位	898 単位	1,347 単位	667 単位	1,334 単位	2,001 単位	684 単位	1,368 単位	2,052 単位	773 単位	1,546 単位	2,319 単位	798 単位	1,596 単位	2,394 単位
要支援 2	476 単位	952 単位	1,428 単位	498 単位	996 単位	1,494 単位	743 単位	1,486 単位	2,229 単位	762 単位	1,524 単位	2,286 単位	864 単位	1,728 単位	2,592 単位	891 単位	1,782 単位	2,673 単位
要介護 1	491 単位	982 単位	1,473 単位	515 単位	1,030 単位	1,545 単位	771 単位	1,542 単位	2,313 単位	790 単位	1,580 単位	2,370 単位	894 単位	1,788 単位	2,682 単位	922 単位	1,844 単位	2,766 単位
要介護 2	541 単位	1,082 単位	1,623 単位	566 単位	1,132 単位	1,698 単位	854 単位	1,708 単位	2,562 単位	876 単位	1,752 単位	2,628 単位	989 単位	1,978 単位	2,967 単位	1,020 単位	2,040 単位	3,060 単位
要介護 3	589 単位	1,178 単位	1,767 単位	618 単位	1,236 単位	1,854 単位	936 単位	1,872 単位	2,808 単位	960 単位	1,920 単位	2,880 単位	1,086 単位	2,172 単位	3,258 単位	1,120 単位	2,240 単位	3,360 単位
要介護 4	639 単位	1,278 単位	1,917 単位	669 単位	1,338 単位	2,007 単位	1,016 単位	2,032 単位	3,048 単位	1,042 単位	2,084 単位	3,126 単位	1,183 単位	2,366 単位	3,549 単位	1,221 単位	2,442 単位	3,663 単位
要介護 5	688 単位	1,376 単位	2,064 単位	720 単位	1,440 単位	2,160 単位	1,099 単位	2,198 単位	3,297 単位	1,127 単位	2,254 単位	3,381 単位	1,278 単位	2,556 単位	3,834 単位	1,321 単位	2,642 単位	3,963 単位

※介護予防、介護保険事業所利用にあたっては、介護保険負担割合証に基づき、利用料金をお支払いいただきます。

※事業所と同一建物に居住するご利用者が介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護を利用した場合は、1日につき、減算があります。

※また、要介護1～5の利用者は、通所事業所との間の送迎を行わない場合は、基本単価より47円/回の減算があります。

Ⅱ. 加算一覧 1単位 10円

項 目		金 額			備 考	項 目	金 額			備 考	
		1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担		
入浴介助	(Ⅰ)	40単位/回	80単位/回	120単位/回	入浴介助に係る職員に対して入浴介助に関する研修等を実施し、利用者に対して入浴サービスを行った場合	延長加算	日常生活上の支援を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護を行った場合、又は所要時間8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の支援を行った場合。				
	(Ⅱ)	55単位/回	110単位/回	165単位/回	・医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価すること。居宅で入浴することが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が関係職種と連携し福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室環境にかかる助言を行うこと。 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と利用者の状態を把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。この入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。		50単位/日	100単位/日	150単位/日	9時間以上10時間未満の場合。	
							100単位/日	200単位/日	300単位/日	10時間以上11時間未満の場合。	
							150単位/日	300単位/日	450単位/日	11時間以上12時間未満の場合。	
個別機能訓練	(Ⅰ)	27単位/回	54単位/回	81単位/回	理学療法士等1名以上配置し、3ヶ月毎の個別機能訓練計画を作成。1単位あたり120分身体機能の維持向上に向けた訓練を実施した場合。		200単位/日	400単位/日	600単位/日	12時間以上13時間未満の場合。	
	(Ⅱ)	20単位/月	40単位/月	60単位/月	(個別機能訓練Ⅰに上乗せた加算) 個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること。	若年性認知症利用者受入	60単位/日	120単位/日	180単位/日	初老期における認知症により、要介護者となったもの。	
口腔栄養スクリーニング	(Ⅰ)	20単位/6か月	40単位/6か月	60単位/6か月	利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔状態及び、栄養状態について確認を行い、その利用者を担当する介護支援専門員に情報を提供する場合。	項目			加算率	備考	
サービス提供体制強化	(Ⅰ)	22単位/回	44単位/回	66単位/回	介護福祉士の占める割合が全体の70%以上、もしくは勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上を配置している場合。	介護職員処遇改善	(Ⅰ)			18.1 %	必要条件の総単位数 (基本単価・加算・減算)×加算率
	(Ⅱ)	18単位/回	36単位/回	54単位/回	介護福祉士の占める割合が全体の50%以上を配置している場合。		(Ⅱ)			17.4 %	
	(Ⅲ)	6単位/回	12単位/回	18単位/回	介護福祉士の占める割合が全体の40%以上、もしくは勤続年数が7年以上が30%以上を配置している場合。		(Ⅲ)			15.0 %	

Ⅲ. 介護保険対象外サービス

食 費 1食あたり 600円

連 絡 帳 1冊につき 100円

※その他、排泄用品、レクリエーション、クラブ活動等に掛かる費用は実費となります。

※料金の端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。